

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 聖テレジア会 |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県鎌倉市腰越 1 丁目 2 番地 1 号 |
| (3) 電話番号 | 0467-31-1360（連絡先部署名：本部事務局） |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 足立 徹也 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 4 年 11 月 30 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所名 | 看護小規模多機能ホーム |
| (2) 事業所の所在地 | 神奈川県横須賀市緑が丘 28 |
| (3) 電話番号 | 046-874-8616 |
| (4) FAX 番号 | 046-874-8617 |
| (5) 介護保険事業所番号 | 横須賀市指定 第 1491901151 号 |
| (6) 指定年月日 | 令和 7 年 1 月 1 日 |
| (7) 管理者氏名 | 早 川 貴 靖 |
| (8) 利用定員 | 登録定員 29 名
通いサービス利用定員 18 名
宿泊サービス利用定員 9 名 |

3. 施設の目的及び運営方針

私たちは、地域に根ざし、医療と介護が一体となったサービスを提供することを目指します。利用者が住み慣れた横須賀で、自分らしい生活を続けるための支援を行い、心身の特性に応じた介護を実施します。通いを中心に、訪問や宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、日常生活の支援や機能訓練を行います。また、医療面では看護師が中心となり、医療ニーズの高い方のケアを提供し、事業の実施にあたっては、地域住民や関連機関と連携して安心できる生活をサポートします。

1. 事業所の職員体制等

(1) 職員体制

(令和 7 年 1 月現在)

職員の職種	人員数	職務の内容
管 理 者	1 人	従事者の管理、業務実施の把握、指揮命令
介護支援専門員	1 人以上（他職種と兼務）	介護計画の作成 連絡・調整
看護職員	2.5 人以上	看護業務
介護職員	8 人以上（他職種と兼務）	介護業務

(2) 暴力団の排除

横須賀市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものとし、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならないこととする。

(3) 通常の事業の実施地域

横須賀市内行政センター所管区域の「本庁」「田浦行政センター」「逸見行政センター」

(4) 営業日

営業日	365 日
通いサービス提供時間	基本時間 8:30～16:30 まで
宿泊サービス提供時間	基本時間 16:30～翌 8:00 まで
訪問サービス	24 時間
訪問看護サービス	24 時間（夜間等はオンコール対応）

※地震などの天災や、その他事業者起因しない不可抗力の事象により、サービスの提供が困難な場合には、営業日や営業時間を変更することがございます。

2. サービスの内容と利用料金

(1) サービス内容

サービス区分と種類		サービスの内容
看護小規模多機能型 居宅介護計画の作成		1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問（看護・介護）サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該 看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対し、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者が安心安全に過ごせる見守り等を行います。
	医療的処置	1 看護師により、必要に応じた医療的処置を行います。
	健康のチェック	1 血圧測定・体温測定等・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	1 日常生活動作に通じる維持・向上訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作通じる維持・向上訓練を行います。 2 利用者の能力とニーズに応じた訓練を行います。
	入浴サービス	1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 食事は原則食堂で摂っていただきます。 2 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。また、状況に応じて送迎をお願いする場合もございます。
に訪問するサービス内容	身体の見守り	1 看護師による医療処置や健康管理
	身体の見守り	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等

		入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪等を行います。 また、日常的な行為としての身体整容を行います。
		4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 2 調理 利用者の食事の調理を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

(2) 短期利用者居宅介護

- ① 事業者は、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、空いている宿泊室等を利用し、短期利用居宅介護を提供します。
- ② 短期利用居宅介護は、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が宿泊サービスの利用者定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものとします。
- ③ 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむをえない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとします。
- ④ 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該の看護小規模居宅介護計画に従いサービスを提供します。

(3) 費用

利用料は別紙「利用料金表」の通りとなります。（要介護度及び負担割合証によって自己負担額が異なります）。

(4) 利用料等のお支払方法

お支払方法は原則として金融機関からの引き落としとなっております。毎月20日までに前月分の利用料請求書を送付いたしますので、27日までに口座にご用意下さい。領収書は入金確認後、発行いたします。

4. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所

お客様相談窓口	管 理 者	早川 貴靖
	ご利用時間	8:30～17:00（月～金曜日）
	電話番号	046-874-8616
	F A X	046-874-8617

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横須賀市民生局 福祉こども部 介護保険課 給付係	所在地 電話番号 F A X 受付時間	横須賀市小川町 11 046-822-8253 046-827-8845 8：30～17：00
神奈川県 国民健康保険団体連合 会 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	横浜市西区楠町 27 番地 1 045-329-3447 8:30～17:15

5. 非常災害時の対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：(毎年 2 回)

6. 緊急時における対応方法

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	・医療機関名	聖ヨゼフ病院
	所在地	横須賀市緑が丘 28
	・医療機関名	神奈川歯科大学附属病院
	所在地	横須賀市稲岡町 82 番地

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供したサービスにより事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 衛生管理等

- (1) 衛生管理について
利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 感染症対策マニュアル
新型コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業員に周知徹底します。また従業員への衛生管理に関する研修を年 2 回行います。
- (3) 他機関との連携について
事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

9. 感染症及び災害時業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

10. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者（管理者）を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね 1 年に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体拘束について

身体拘束について、事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合等、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることと留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。又事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性：ただちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解きます。

12. ハラスメント

事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合は、サービスの提供を中止させていただくとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。

- (1) サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合。
- (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合。
- (3) 下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合
 - ① 暴力又は乱暴な言動、無理な要求（例：物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発する、対象範囲外のサービスの強要）
 - ② セクシャルハラスメント（例：職員の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話し、卑猥な言動をする）
 - ③ その他（例：職員の自宅の住所や電話番号を聞く、ストーカー行為等）

13. 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守いたします。
- (2) 事業者は、職員であったものから、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又はその家族からの同意をいただきます。

14. 個人情報の保護

- (1) 利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関連法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- (2) 個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

15. サービス利用にあたっての禁止事項

- (1) 利用者の禁止行為
 - ① 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
 - ② 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑になるような行為
 - ③ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為

- ④ 施設内・送迎車内における飲酒及び喫煙
- ⑤ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること

(2) 職員の禁止行為

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭及び金銭に相当する物品の授受
- ④ 同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービスの提供
- ⑥ 利用者居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

16. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

上記により重要事項を説明し、同意を得、交付いたしました。

事業所 所在地 神奈川県横須賀市緑が丘 28
事業所名 聖ヨゼフ看護小規模多機能ホーム
説明者 _____ 印

上記の通り説明を受け、同意し、交付を受けました。
(※自署の場合は押印省略可)

住 所 横須賀市 _____

氏 名 _____ 印

代筆者 _____ 印

本人との続柄 _____